

令和7年度 社会福祉法人白梅学園 事業計画

I、基本方針

本計画は、「子どもの最善の利益」と「家庭養育優先の原則」を基盤として、支援が必要な家庭の見落としを防ぎ、妊産婦・子育て世帯・子どもへの一体的支援を実施することを目的としています。また、嶺南地域の「こども家庭センター」との協働を通じて、地域全体での支援体制を強化するとともに、「福井県社会的養育推進計画」の基本理念を踏まえ、以下の3つの柱を軸に取り組んでまいります。

- ①入所児童の養育支援の質の向上（高機能化）
- ②社会的養育が必要な家庭に向けた予防的対応の強化（多機能型）
- ③地域共生社会に向けた社会福祉法人としての役割の発揮（地域連携強化）

II、事業計画の概要

令和7年度は、市町と施設の連携をより強化し家庭支援事業の充実を図る観点から、「児童家庭支援センター白梅」を本体施設内に設置。小浜市では令和8年度を目標に「多機能型児童家庭支援センター」へ機能転換して新たに短期宿泊が可能な設備を整えて距離的課題を克服し、県内全ての子育て世帯へ同じような支援が受けられる環境設備を整える。これにより、小浜市のセンターは、これまでと同様に本体施設のサテライトとして事業を展開していく。

以上のことから、令和7年度より第二種社会福祉事業の機能拡充を図り、嶺南地区への支援充実に取り組む。

III、事業内容

- 1. 第一種社会福祉事業
 - ① 乳児院の経営
 - ② 児童養護施設の経営
- 2. 第二種社会福祉事業
 - ① 児童家庭支援センターの経営
 - ② 子育て短期支援事業の経営
 - ③ 子育て世帯訪問支援事業の経営
 - ④ 児童自立生活援助事業Ⅱ型の経営
 - ⑤ 妊産婦等生活援助事業
 - ⑥ 社会的養護自立支援拠点事業
 - ⑦ 里親支援センター事業

IV、新規職員採用

- | | | | |
|-------|--------|--------|----------|
| 正規職員 | ・保育士2名 | ・事務員1名 | ・心理士1名 |
| 非常勤職員 | ・助産師1名 | ・指導員1名 | ・公認心理師1名 |

V、事業計画重点目標

児童虐待における予防的観点から家庭支援事業への充実を図る

1. 法人内での連携を強化し、機能の充実を図る
 - ・職員間の情報共有の仕組みを整備（ケース会議・カンファレンス）
 - ・外部専門家との連携を強化し、効率的な支援に繋げる（アセスメント力の強化）
 - ・職員の専門性向上のための研修実施（職員研修年間計画）
2. 児童家庭支援センター白梅を中心とした家庭支援事業への参入
 - ・センターの役割と機能を明確にし、地域のニーズに合わせた支援の拡充
 - ・小浜市に多機能型児童家庭支援センターを設置、嶺南地域における事業展開の強化
 - ・地域住民への啓発活動の実施（事業内容の周知徹底）
3. 市町の子ども家庭センターとの連携強化
 - ・定期的な情報交換を実施し、地域全体で途切れのない重層的支援の強化
 - ・ケース対応の円滑な連携と迅速な支援に繋げる
 - ・地域の支援資源（NPO や里親家庭）との協力を促進する

VI、定時役員会・評議員会開催予定

評議員定数：9 任期 2021年6月～2025年6月（4年間）

理事定数：7 任期 2023年6月～2025年6月（2年間）

監事定数：2 任期 2023年6月～2025年6月（2年間）

開催日(案)	会議種別	主な議案
2025/5	監事監査	決算監査
2025/5	第1回理事役員会	令和6年度 事業報告、決算報告、評議員の推薦、選任・解任委員の選任
2025/6	選任・解任委員会	評議員の選任
2025/6	定時評議員会	令和6年度 事業報告、決算報告、理事・監事の選任
2026/6	第2回理事役員会	理事長及び業務執行理事の互選
2026/3	第3回理事役員会	新年度事業計画案・予算案審議

※多機能型児童家庭支援センター建築に伴う施設整備関連については必要に応じて開催

VII、その他（各専門委員会の充実）

全職員の参画による専門委員会の充実を図り、理想の組織風土を目指し、働く一人ひとりがより良い将来の展望を持てることを目指し、以下のことについて取り組む。

- ① 各専門委員会に予算を立て、年間計画および継続した活動の強化を図る
- ② 業務内容の見直しを図り、ICT化の導入による業務軽減化の推奨
- ③ 職員のワーク・ライフバランスを図り、心身の健康を守る

乳児院 事業計画（案）

I、基本方針

乳児院は、乳幼児総合支援センターとしての機能をさらに充実・強化（高機能化）し、地域のニーズに応えられるよう、従来の役割を見直すとともに、新たな機能の追加（多機能化）による機能転換が求められている。

乳児院「蓄舎」としては、養育の質を高め、支援を充実させることで、増加する虐待問題に対する予防的アプローチを強化するとともに、要支援家庭への継続的な支援や里親支援の拡充など、幅広い事業を展開する。

また、「地域共生社会」の実現を目指し、乳児院を単なる一時的な保護施設ではなく、子どもと家庭を継続的に支える中核的な存在へと発展させる。そのために、「子ども家庭センター」との連携を深め、地域に求められる機能の充実を進めることで、「福井県社会的養育推進計画」の一翼を担う組織強化を図る。

II、事業計画

(1) 養育の質向上と支援の拡充

1. 子どもの命と尊厳を守るための安定した生活環境の確保（一時保護機能の強化）
2. 子どもの最善の利益を中心に考えた養育支援計画の作成（アセスメント力）
3. アタッチメント(愛着形成)を軸にした心の安心と安全の保障（家庭的養育の実践）

(2) 人材育成について

1. 組織的なスーパーバイズ体制と個々のフィードバック体制の強化
 - ・組織全体での支援体制を整備し、職員一人ひとりの成長を促す
2. 門職集団としてのチームアプローチの推進
 - ・多職種が連携し、専門性を活かした支援の充実
3. 養育の質を向上させる施設内外の研修プログラムの年間計画と実践
 - ・継続的な学びの機会を提供し、実践力を高める

(3) 地域・家庭支援の強化

1. 子ども家庭センターとの連携を強化し、家庭支援事業の利用促進を図る
 - ・必要な支援が家庭へ届くよう、地域との協力体制の構築と啓発活動の推進
2. 特定妊婦等への継続的支援を視野に入れた妊産婦生活援助事業への参入
 - ・妊娠期から産後までの支援を充実させ、安心して子育てできる環境を整備
3. ケアニーズの高い子どもへの個別的養育支援の実践
 - ・一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を提供

Ⅲ、事業拡大

1. 妊産婦等生活援助事業

家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等に対する妊娠期から産後までの支援を充実させ、安心して子育てができる環境を整備するため、仕様書に基づき、支援を実施する。

Ⅳ、職員構成について

施設長	1	主任保育士	1	家庭支援専門相談員	1
看護師	1	保育士	6	調理員等	1
事務員	1	嘱託医	(1)	非常勤職員(助産師)	(1)

・常勤職員 12名 ・非常勤職員(2名) 合計 14名

Ⅴ、目標・評価指標

① 入所児童数

ホーム名	定員数	現員数 (4/1付)	入所目標
すなお	5名	5名	4名
まこと	5名	0名	4名
合計	10名	5名	8名

② 家庭支援事業受入れ目標

事業名	前年度		令和7年度	
	実人数	延べ日数	実人数	延べ日数
委託一時保護	10	142	15	200
子育て短期支援事業	13	162	30	200
子育て世帯訪問支援事業	0	0	3	10
在宅指導委託	0	0	2	30
妊産婦等生活援助事業	—	—	2	14
レスパイトケア (里親含む)	—	—	2	20

③ 研修・実習・支援等の受け入れ目標

事業名	件数	延べ日数
実習生	5校×2名	100
里親研修	5組	10
ボランティア	10名	50
園内専門研修	6回	6

児童養護施設 事業計画（案）

I、基本方針

児童養護施設では3つの柱を掲げます。1つ目は困難児の成功を目指す高機能化です。専門的なサポートを強化し、現場での実践を通じて困難ケースを成功に導きます。2つ目は入所児童だけでなく親や里親にもサポートを提供する多機能型です。支援の幅を広げ、より包括的な支援を実現します。3つ目は地域との連携を深める地域連携です。地域関係機関との協力を強化し、施設に入る前の子ども達の予防支援を推進します。

II、事業概要

職員の学び時間確保と資格取得を目標に掲げ、学びと練習のスケジュールを確保します。会議時間など業務を見直し、職員の負担を軽減し、業務の効率化を図ります。これにより、職員の専門性を高め、地域との連携を強化し、施設の安定的な経営を目指します。

III、事業拡大

1. 児童自立生活援助事業Ⅱ型の経営

児童養護施設等を退所後の児童等及び児童自立生活援助の実施を解除された方に対する支援の強化、社会的自立の促進の為、仕様書に基づき支援を実施する。

2. 社会的養護自立支援拠点事業

措置解除者や虐待経験がありながら公的支援に繋がらなかった方等の生活支援が必要と認められた方に対し、孤立を防ぎ適切な支援に繋げる為、状況が安定するまで一時的に滞在させ居住支援や相談支援を行い、仕様書に基づき支援を実施する。

IV、職員構成

施設長	1	里親支援専門員	1	宿直専門員	(5)
事務員	2(1)	家庭支援専門相談員	2	嘱託医	(1)
看護師	1	ユニットリーダー	3	個別対応職員	1
臨床心理士	1	保育士・指導員	21(1)	調理員等	4

常勤職員：37名 非常勤職員：(8名) 合計45名

V、新規職員採用

正規職員 ・保育士1名 ・事務員1名 ・心理士1名

VI、受け入れ数値目標

① 入所定員並びに職員（直接処遇）人員配置 ※入所定員：職員数

	めばえ	ふたば	あおば	わかぎ	たんぼぼ	日向	児童数	職員数
R6.4.1	6：4	6：4	8：4	6：4	6：3	6：3	38	22
R7.4.1	6：4	6：4	6：4	6：4	6：4	6：3	36	23

② 入所児童数 (4/1 付)

	本体施設 (晴喜館第2・3棟)				地域小規模		合計
	めばえ	ふたば	あおば	わかぎ	たんぽぽ	日向	
男子	0	4	0	5	0	5	14
女子	6	0	5	0	4	0	15
合計	6	4	5	5	4	5	29

③ 受託事業受け入れ目標

一時保護	5名	里親レスパイト	5名
ショートステイ	20名	トワイライトステイ	5名

④ 研修・実習・支援事業受け入れ目標

実習生受け入れ	50名	里親研修受け入れ	8組
子育て世帯訪問支援事業	2名	児童自立生活援助Ⅱ型	1名
社会的養護自立支援	1名		

Ⅶ、会議について

会議名	対象職員	会議数	主な検討課題
全体会議	全職員	月1回 (第3木曜)	<ul style="list-style-type: none"> ・園長挨拶 ・各ホームの目的が上手くいった点、難しい点、来月の目的共有 ・研修報告
支援者会議	専門相談員・UL 心理療法士	月3回 (毎週月曜)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設の運営に関する検討 ・児童の養育・支援に関する検討 ・全体会議の決議案の確認
HIL会議	施設長・UL・ HL	月1回 (不定期)	<ul style="list-style-type: none"> ・結果・日課・ルール等の各ホームとの調整 ・アセスメント方法や支援方法について検討 ・スケジュール等の確認
ホーム会議	ホーム職員 専門相談員、UL	随時 (不定期)	<ul style="list-style-type: none"> ・担当児への取り組み評価と次のねらい共有 ・生活全般に関する課題検討
専門委員会	全職員	月1回 (不定期)	<ul style="list-style-type: none"> ・6つの専門委員会に分かれ、全職員の参画による、より良い施設運営を目指した会議
中高生会議	中高生児童 ホーム職員	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・中高生を中心にした、アドボカシー活動。日常生活の課題や生活環境向上に向けて、子ども達の意見聴取を行う。
児相連絡会	ケース担当者 専門相談員、UL 心理療法士	月1回 (第2金曜)	<ul style="list-style-type: none"> ・担当児への取り組み評価と次のねらい共有 ・児童相談所の支援計画共有

児童家庭支援センター 事業計画（案）

I、基本方針

本センターは、児童虐待の発生予防や親子関係の再構築支援(家庭支援)、心のダメージの回復を目指した専門的ケアを実施しており、併せて家族全体が抱える問題に寄り添い続ける伴走型支援や個々の成長に合わせた息の長いアフターケア(自立支援)を実践しています。

また、社会的養護施設と地域とをつなぐソーシャルワーク拠点として、子育て短期支援事業(ショートステイ)の利用調整を行ったり、市町の実施する乳幼児健診事業に出向きその運営を支援したり、要保護児童対策地域協議会への参加や児童虐待防止に関する研修に協力したり、様々な地域ニーズに応じ多彩な地域支援事業を展開しています。

II、事業内容

1. 相談支援事業

- ・電話、SNS、来所、訪問相談の実施（平日 9:00～18:00）
- ・24 時間 365 日対応の相談窓口の設置運営
- ・関係機関（児童相談所、子ども家庭センター、学校等）との連携の強化
- ・ケース会議の開催（毎月 1 回）

2. 家庭支援プログラムの実施

- ・子育て講座の開催（年 4 回、育児に関するテーマ別講座）
- ・虐待防止啓発活動（リーフレット配布、講演会実施）
- ・家庭訪問支援（必要に応じた訪問相談）

3. 県又は子ども家庭センターからの受託による指導

- ・一時保護の受け入れ（児童養護施設並びに乳児院との連携）
- ・短期宿泊支援事業（育児負担軽減のための短期預かり）
- ・児童相談所および市町から委託による在宅指導の対応

4. 関係機関との連携・連絡調整

- ・地域の関係機関との情報共有・連携強化（要保護児童対策地域協議会の参加）
- ・地域の子育て支援団体との協力（定期的な交流会・情報交換会の開催）

III、事業重点目標

令和 7 年度より市町と施設の連携をより強化し家庭支援事業の充実を図る観点から、「児童家庭支援センター白梅」を本体施設内に設置し、小浜市では令和 8 年度を

目標に「多機能型児童家庭支援センター」へ機能転換する。これにより、小浜市のセンターは、これまでと同様に本体施設のサテライトとして事業を展開していく。

IV、事業拡大

1. 里親支援センター事業

里親制度に関する普及啓発の為、里親や里親希望者、里子等を対象に、家庭養育を推進し、里子の健やかな育成を図ることを目的とし、相談、研修、リクルート、委託、養育支援ができるよう仕様書に基づき、支援を実施する。

V、職員体制

役職名	人数	主な業務内容
センター長（園長兼務）	1	全体統括、行政・関係機関との折衝
相談員（保育士）	3	相談対応、ケース会議、受け入れ対応
公認心理師	1	心理相談、カウンセリング
非常勤公認心理師	1	スーパーバイズ、ケースカンファレンス
非常勤相談員	1	相談対応、訪問支援、ケース会議

VI、目標・評価指標

年間目標

相談支援事業

項目	件数
相談実人数	1 2 0 0
新規相談	7 0 0
継続相談	5 0 0
その内訳（延べ）	2 5 0 0
電話相談	1 0 0 0
来所相談	5 0 0
訪問相談	5 0 0
メール相談	2 0 0
心理療法	2 0 0
その他	1 0 0

家庭支援事業

項目	件数	延べ日数
里親支援センター		
里親普及啓発活動	6 市町	2 4
里親研修（事後研修含む）	1 5 組	3 0
里親相談（里親サロン）	2 箇所	2 4
子育て短期支援事業	5 0	3 0 0
子育て世帯訪問支援事業	6	2 0
在宅指導委託	5	1 2 0
妊産婦等生活援助事業	2	1 4
社会的養護自立支援拠点事業	2	1 2 0

※令和7年度より、本体施設に児童家庭支援センターを付置することにより、対象地域を嶺南全域とする。